営業部	総務部	ITS
南原	小林	震

## スマートフォン・タブレットの有料アプリに関する管理運用

2018年9月6日 作成 池田糖化工業株式会社 営業部 アイティエス株式会社 総務部 アイティエス株式会社 統括室

## 1. はじめに

会社支給のスマートフォン・タブレットを使用するにあたり、業務上必要となる有用なアプリについては、セキュリティポリシーに沿って、アプリごとに情報セキュリティの観点からITS統括室にて、アプリの使用許可の判断を行います。

セキュリティについての確認後に使用許可されたものは一覧管理を行い、アプリの許可リストにある ものについてのみ、使用者がインストールして使用できる運用ルールとしています。

この時点では課金についての判断をしないため、係る費用の部分については別途管理となります。

## 2. アプリの課金に対する判断

アプリの中には、購入が必要となるものや、月額費用等のアプリ内課金が発生するものがあり、これらを総称して「有料アプリ」とします。許可リストに掲載された有料アプリの費用負担をどのように処理するかについては、基本的には使用者および上長の判断に任せることになります。

有料アプリ等の支払いについては、電話料金とあわせて請求されるキャリア決済を適用しても良いこととしますが、許可リストにあるものは有料アプリも自由に使用して良いというわけではなく、必要なアプリのみに絞り、費用を抑えるよう努めてください。

また、アプリ以外の物品購入・支払い等に関してキャリア決済を行うことは認められません。

## 3. アプリの費用に対する説明義務

有料のアプリは、電話料金と同様に会社に請求されるということは、業務上必要なもの、とみなされますので、その費用が必要な理由と活用内容をいつでも説明できることを会社負担の条件とします。 年に 1 回以上、総務部および I T S による請求金額の精査を行い、アプリの課金状況の確認と説明を求める場合がありますので、使用者は説明の義務を負うことを理解して使用してください。